

都市農業経営力強化事業推進協議会の設置について

2産労農振第3017号

令和3年4月1日

6産労農振第936号

一部改正 令和6年6月19日

第1 設置

都市農業経営力強化事業実施要綱（令和3年4月1日付2産労農振第3012号。以下「実施要綱」という。）第6の1に基づき、都市農業経営力強化事業推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

第2 構成

- (1) 協議会は、別記1に掲げる者を委員として構成する。
- (2) 協議会に会長を置くこととし、農業振興事務所振興課長がこれに当たる。
- (3) 協議会に副会長を置くこととし、区部農業改良普及センター所長がこれに当たる。副会長は、会長に急務等が発生した場合、会長の職務を代行する。
- (4) 協議会は、必要に応じて学識経験者等を招聘し、意見を求めることができる。

第3 所掌事項

協議会は、都市農業経営力強化事業（以下「事業」という。）が円滑かつ適正に推進できるよう事業の事前の精査や事後の評価を行うものとし、所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 都市農業振興特別対策事業及び都市農業振興施設整備事業における区市町事業実施計画の承認等に関すること。
- (2) 事業実績の評価及び改善指導に関すること。
- (3) 実施要綱第5の「他の施策等との連携」に関すること。
- (4) 都市農業経営力強化事業に準ずる事業の事前の精査及び区市町事業実施計画の審査等に関すること。
- (5) その他、事業の推進指導に関すること。

第4 招集

協議会は、会長が必要に応じて招集し、会務を処理する。

第5 協議会の成立要件

- (1) 協議会は委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- (2) 協議会の委員は協議会を欠席する場合、委任状を提出することで出席とみなすものとする。

第6 運営

協議会は、第3（1）から（5）の所掌事項について、次の方法により行うことができるものとする。

(1) 書面審査の実施

次に掲げるいずれかの要件に該当し、書面による審査が妥当であると協議会会長が判断した場合は、推進協議会での説明や検討等を省略し、書面による事前の審査に代えることができるものとする。

- ① 過年度に同一工種の事業実績がある者が実施する場合で、実施要綱第6の2に定める推進指導體制において事業計画の改善の必要がないと判断された場合又は特段の問題等が生じていない場合
- ② 新規就農者の営農定着については、当該者が栽培作物に関する研修等により十分な経験と知識を有しており、事業計画の内容が適切と判断される場合
- ③ その他、会長が協議会での説明や検討等を要しないと認める場合

なお、①から③に該当する場合であっても、協議会委員から協議会において検討する必要があると事前に申し出があった場合は、協議会において説明や検討等を行うものとする。

(2) プレゼンテーションの実施

実施計画の承認等に際し、特に詳細な説明が必要であると協議会会長が判断した事業計画については、協議会において区市町による事業の必要性等のプレゼンテーションを行うものとする。

第7 庶務

協議会の庶務は、事務局の東京都産業労働局農業振興事務所振興課及び農林水産部農業振興課において処理する。

第8 その他

- (1) 第3の(1)、(2)及び(4)については、別記2に定める事業の事業計画の承認等に当たって留意する事項に十分配慮しなければならない。
- (2) この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附則

この推進協議会の設置については、令和3年4月1日から施行する。

附則

この推進協議会の設置については、令和6年6月19日から施行する。

別記 1

都市農業経営力強化事業推進協議会

【委員所属職】

東京都産業労働局 農業振興事務所	振興課長	(会長)
	区部農業改良普及センター所長	(副会長)
	西多摩農業改良普及センター所長	
	南多摩農業改良普及センター所長	
	北多摩農業改良普及センター所長	
一般社団法人東京都農業会議	事務局長	
公益財団法人東京都農林水産振興財団	農業支援課長	
	農林総合研究センター副所長	
その他協議会が必要と認めた者		

【事務局】

東京都産業労働局 農業振興事務所	振興課 生産振興担当
農林水産部	農業振興課 農業振興担当

別記2

都市農業経営力強化事業の事業計画の承認等について留意する事項

協議会における事業計画の承認等は、計画内容や事業効果等を十分検証することに加え、区市町間や農業者間における公平性にも配慮し、以下の事項を考慮して行うこととする。

なお、事業計画のうち、承認等に適していない取組が含まれる場合は、その取組について承認等を行わない。

- 1 期待される効果等を踏まえ、以下の事項を考慮する
 - ① 事業実施主体の事業計画の目的が、明確かどうか。
 - ② 事業実施主体の事業目的が、都の政策目標のうち、本事業を通じて支援することとしているものを優先する。
 - ③ 事業実施主体の計画達成の実現性が高いかどうか。
 - ④ 事業実施主体の取組が、地域農業への波及効果を期待できるものであるかどうか。
 - ⑤ 導入又は更新する施設・機械は新規性が高く、経営改善上重要な要素であるかどうか。
 - ⑥ 事業実施主体は、区市町から認定をうけた農業経営改善計画等に基づき農業経営を実践し、今後の農業経営改善計画等の着実な実現が期待できる者であること。
 - ⑦ 自らの農業経営において、農地を適正かつ効率的に活用している者であること。
- 2 区市町や農業者への支援状況の公平性等を踏まえ、以下の点を考慮する
 - (1) 本事業及び同様に生産施設等を整備する都市農業活性化支援事業などの補助事業（以下「施設整備事業等」という。）を過去に導入した農業者（同一経営体内の農業者を含む。）を含む事業実施主体の事業計画については、現時点での当該農業者の施設整備事業等の事業効果を考慮する。
 - ① 実施要領に基づく実績報告で、当該農業者に係る事業効果が確認できる時期に到達していない場合は、原則、翌年度の事業計画の承認等を行わない。
 - ② 実績報告で、当該事業実施主体に係る事業効果が確認できる時期に到達しており、その直近の目標を達成していない場合等にあっては、原則、翌年度の事業計画の承認等を行わない。ただし、①について、認定新規就農者はこの限りでない。
 - (2) 同一の区市町から提出された複数の事業計画については、絞り込みを求める場合がある。